

令和4年9月12日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和4年9月12日 午後3時00分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和4年9月12日 午後3時10分

3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規
安武 昇	高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二
薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜

(2) 欠席者（なし）

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）（利用権）

午後3時00分開会

○事務局長（ 君） それでは、令和4年9月定例農業委員会を開会させていただきます前に、本日の出席委員の確認をいたします。本日は、全員出席でございます。

農業委員会等に関する法律第277条第3項の規定におきまして、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議は成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降の議事進行につきましては、渡会長、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 皆さん、こんにちは。一部ではもう稲刈りも始まっておりまして、いよいよ収穫の秋を迎えております。忙しい日々、今から続くと思いますので、体調に気をつけられて、皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、9月期の農業委員会始めたいと思います。

○議長（ 君） 本日の議事録署名人は、 、 、 よろしくお願ひします。

○議長（ 君） それでは、議事に入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、9-9から、事務局、説明お願いいたします。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号9-9から9-16にかけて御説明をさせていただきます。

議案書は1ページから3ページにわたって掲載がございます。

それでは、説明をいたします。今回の申請は、先月の定例総会の場合であつせん委員の決議をいただいた案件でございます。8月の19日にあつせん協議会を開きまして、売買契約の成立の後、3条の申請があつたものです。

全て薦野清滝基盤整備予定地区の所有権移転の案件となっております。今後の手続としましては、所有権の移転後、中間管理機構への貸付けがなされまして、基盤整備事業に進んでいくものとなっております。今後の営農計画といたしましては、基盤整備後に設立予定の集落営農法人に加盟いたしまして、営農していく予定となっております。

位置図の説明をさせていただきます。議案書の4ページから5ページを御覧ください。

薦野清滝基盤整備予定地区内にあります計13筆となっております。今回申請番号ごとに表示をさせていただきます。

続きまして、下限面積要件について説明をさせていただきます。

今回の申請人の耕作面積は、全て50a要件を満たしておりますので、特に問題ないと判断しております。

8月19日のあつせん協議会の際に、地元の農業委員さんの署名、捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明終わりました。9-9から9-16までです。

質問、意見等がありましたらお願いします。

圃場整備事ですので、問題ないかなという気がします。

賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成。

では、9-17をお願いします。

○係（ 君） はい。議案書3ページにお戻りをいただきまして、続きまして、申請番号9-17について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により贈与を行い、農地として使用していく内容です。親子間の贈与になります。譲受人は、現在年齢が51歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は約20年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、ミカン、柿、野菜を行っておられます。所有する農機具としましては、トラクター、草刈機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。

今回の申請地は、今在家橋の東側に位置をしております斜線部の1筆です。今後の申請地における営農計画といたしましては、引き続き水稻の作付を行っていきたいということで伺っております。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万1,044m²で、同一世帯内での贈与になりますので、耕作面積に変更はなく、50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんから署名、捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。御質問、御意見ありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 賛成されます委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。

.....

○議長（ 君） それでは、議案第2号に移ります。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、（利用権貸借）について、事務局をお願いします。

○係（ 君） 議案第2号について、御説明いたします。

会長が利害関係人になられますので、ここの進行につきましては、 お願いいたします。説明に戻らせていただきます。

議案第2号について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。新規で1件の申出がっております。それでは、御説明いたします。

7ページ、申請番号9-25、薬王寺にございます3筆で、合計面積が1,540m²。貸付人、借受人は記載のとおりです。令和4年10月1日から令和9年12月末までの貸し借りとなっております。

最後に、区域委員の署名、捺印を頂いておりますことから、新規受理いたしております。御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ただいま事務局より説明がありましたが、質問、意見がございましたら、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第2号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）につきまして、賛成される農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

午後3時10分閉会
